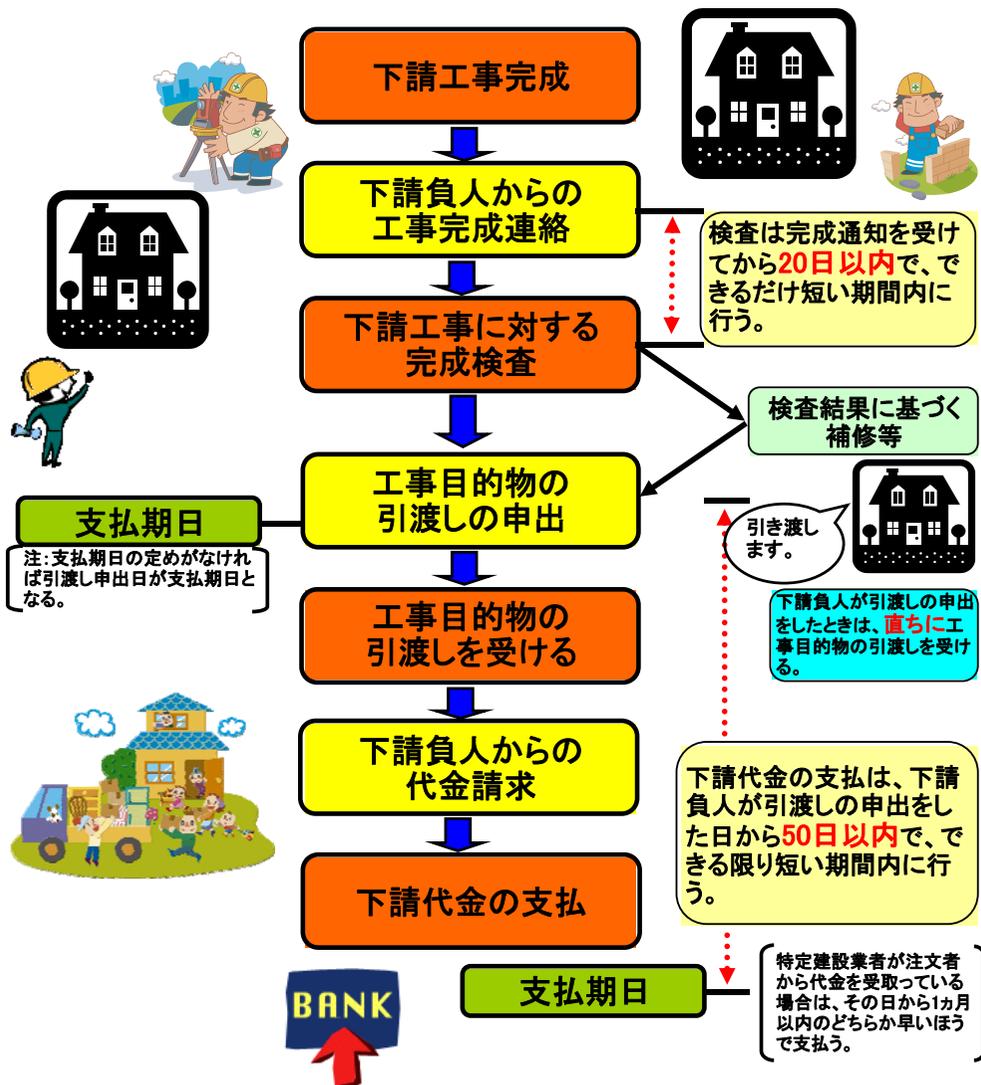


ルール6

検査・引渡し・下請代金支払いフローについて

【特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合】



●お問い合わせ先●

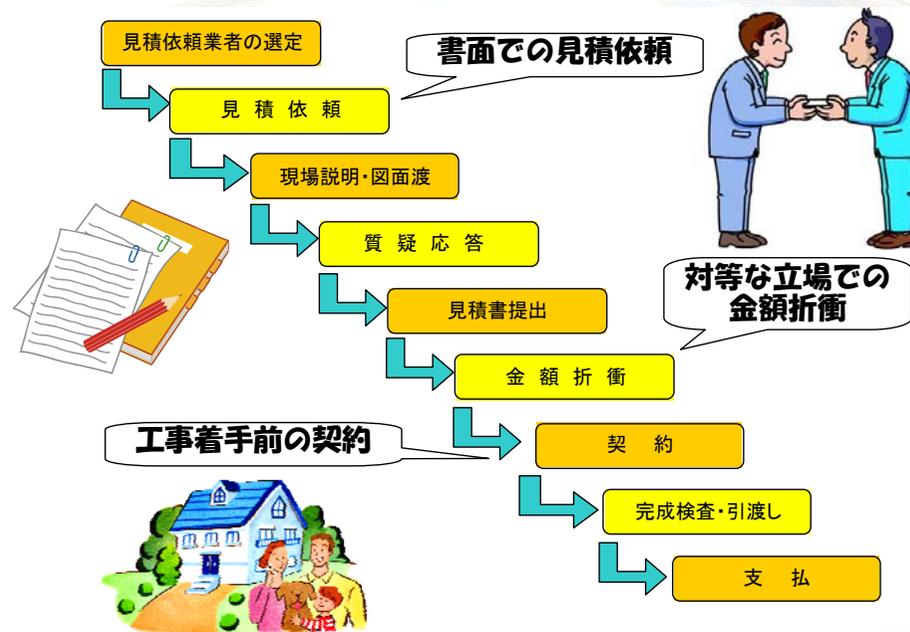
国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
建設業係：調査指導係：調査係

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 TEL082-221-9231(代表)
ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/>

2011.1(改訂)

建設業法に基づく 適正な元請下請取引 について

あなたの会社、適正な契約・支払がなされていますか？



国土交通省 中国地方整備局



見積依頼の方法について

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)
 また、建設業法第20条第3項では、契約を締結する以前に第19条に定める請負代金の額以外の事項について、できる限り具体的な内容を提示し、見積りをするために必要な一定の期間を設けることとしています。

見積依頼<書面で依頼>

工事内容について、最低限次の8つの事項を明示し、できる限り書面で行いましょう。

①工事名称	⑥見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
②施工場所	⑦施工環境、施工制約に関する事項
③設計図書(数量等を含む)	⑧材料費、産業廃棄物処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
④下請工事の責任範囲	
⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体行程	



<見積期間>

(建設業法施行令第6条)

下請工事1件の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

請負契約書の内容について

契約の内容となる14項目の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手までに署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)
 また、追加工事や契約内容に変更が生じた場合においても同様です。(建設業法第19条第2項)

契約書に記載しておかなければならない重要項目14項目

①工事内容	⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
②請負代金の額	⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
③工事着手の時期及び工事完成の時期	⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
④前払金又は出来高払の時期及び方法	⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して請うべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	⑭契約に関する紛争の解決方法
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	

(注)建設リサイクル対象工事は別に定める事項の追加が必要

契約書の作成方法

公共工事・民間工事とも契約内容を以下の何れかの書面で作成

- ① 契約書
- ② 注文書・注文請書 + 基本契約書
- ③ 注文書・注文請書 + 基本契約約款

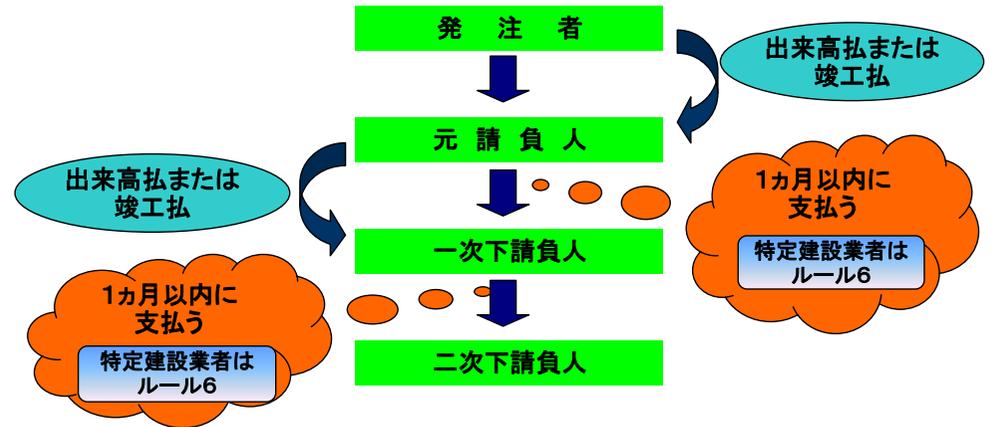
(③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付又は印刷されたもの)

重要記載事項
14項目は必ず記載

下請代金の支払いについて

元請人は注文者から請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請人に対して、相応する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。(建設業法第24条の3第1項)

<上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら>



- ルール1** 請負代金の支払はできる限り現金払としなければならない(建設業における生産システム合理化指針 第4(2))
- ルール2** 前払いを受けたときは、下請人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければならない(建設業法第24条の3第2項)
- ルール3** 下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金を請負代金の支払期日前に下請人に支払わせてはならない(建設業における生産システム合理化指針 第4(2))
- ルール4** 下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ検査後に、下請人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければならない(建設業法第24条の4)
- ルール5** 注文者から請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請人に対して、相応する下請代金を1か月以内に支払わなければならない(建設業法第24条の3第1項)
- ルール6** 特定建設業者は、下請人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければならない(建設業法第24条の5)(次ページ参照)
- ルール7** 特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはならない(建設業法第24条の5第3項)
- ルール8** 赤伝処理を行う場合には、元請人と下請人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請人は、その内容や差額等の算定根拠等について見積条件や契約書面に明示しなければならない(建設業法令遵守ガイドライン 7. 赤伝処理)

できる限りの現金払を心がけ、少なくとも
労務費相当分は現金で支払いましょう!!